

宮古公共職業安定所(ハローワーク宮古)

宮古島市平良字下里1020番地

電話:0980-72-3329

FAX:0980-73-6833

所長:平良 博

【事業内容】

種々の支援策を活用しながら、就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介等の支援や、事業主に対する障がい者雇用の指導・支援を行っています。

①職業相談・職業紹介

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種等の状況に基づききめ細かな職業相談、職業紹介を行っています。支援に当たっては、次のような各種支援策を活用しています。

(1)特定求職者雇用開発助成金

新たに、障がい者等の就職が特に困難な者を職業安定所又は適正な運用を期することのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して支給します。

助成期間：1年～2年 支給額：30万～160万

(2)試行雇用奨励金(トライアル雇用事業)

職業安定所が紹介する障がい者を原則3ヶ月間試行的に雇用することにより、企業及び労働者相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ることを目的とする助成金です。

助成期間：原則3ヶ月 支給額：月4万

(3)職場適応訓練

障がい者等の一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施する場合に支給します。

訓練期間：6ヶ月以内で公共職業安定所及び沖縄県が決定します。ただし、重度障害者など特に公共職業安定所長が必要と認めた場合には、県の審査によりさらに6ヶ月まで延長する(最長1年)ことができます。

受給額：事業主には、職場適応訓練費として訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者25,000円)を支給します。また、訓練生には訓練手当を支給します。

(4)精神障害者ステップアップ雇用奨励金

精神障がいのある方を試行的に雇用し、週労10時間以上の短時間就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていく[ステップアップ]に取り組んでいただく事業主へ支給します。

助成期間：6ヶ月～12ヶ月

支給額：対象労働者1人につき月額25,000円

②障害者向け求人の確保

障がい者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障がい者に適したものについて障がい者求人への転換を勧め、求人の確保に努めています。

③雇用率達成指導

事業主は「障害者雇用促進法」で定められた「障害者雇用率」を達成する義務があり、毎年事業主から雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対して指導を行っています。

④関係機関との連携等

(事業所の場所の地図)



(写真)

